

食料供給困難事態対策法について

(令和7年4月)

近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立・公布されました。(令和7年4月1日に施行)

法律の全体概要(ポイント)

- ① 深刻度に応じて事態を区分した上で、
- ② 食料供給が大幅に減少する兆候の段階から、政府対策本部を設置。
- ③ 政令で指定した食料や生産資材を対象に、
- ④ 段階的に供給確保のための措置(一定規模以上の事業者を基本に要請や計画届出指示等)を実施。
- ⑤ 不測時には、要請等に協力する事業者への財政上の措置を講じる。
- ⑥ 平時・不測時の対策の内容や考え方を基本方針として定める。

事態の段階

(平時)

・基本方針の策定

主な措置等

・需給や価格、民間在庫などの情報収集・分析

食料供給困難兆候

異常気象など
食料供給が大幅に不足する兆候の段階 ※1

- ・政府対策本部の設置
- ・政令で定める**特定食料や特定資材について、その供給実態に即し、一定規模以上の事業者**(出荷販売業者、輸入業者、生産者等)を**基本に、自主的な取組を要請**

【政府対策本部】

- ・総理と全ての大臣で構成
- ・深刻度に応じ、関係省庁が行う対策(実施方針)を決定
- ・政府一丸となり対策を実施

【対策(例)】

- ◆消費者への情報提供
- ◆輸入の確保
[外交対応、通関手続きの迅速化、食品の安全性確保、関税の減免等]
- ◆物流の確保
[食料や生産資材の運送円滑化、保管施設の確保等]

食料供給困難事態

食料供給が大幅に不足し、※1 国民生活等に支障が生じた段階

※1(目安)
平年と比べて特定食料の供給量が全国的に2割以上減少

- ・要請では事態が解消しない場合、**供給量を把握するため、品目の供給実態に即し、一定規模以上の事業者**(出荷販売業者、輸入業者、生産者等)を**基本に、計画届出を指示**(⇒供給確保が十分でない場合は変更を指示)

最低限度必要な食料供給が確保されないおそれのある段階 ※2

※2(目安)
供給熱量が摂取熱量を下回り、かつ、摂取熱量が1,850kcal/人・日を下回るおそれ

- ・熱量等を重視した生産(生産転換)の要請、計画の届出等
- ・割当て・配給の実施(国民生活安定緊急措置法に基づく措置)

政令で指定する特定食料及び特定資材(供給確保の対象となる食料や生産資材)

特定食料

【農林水産物】

米、小麦、大豆(食用含む)、なたね・油やしの実、てん菜・さとうきび、生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵

【加工品】

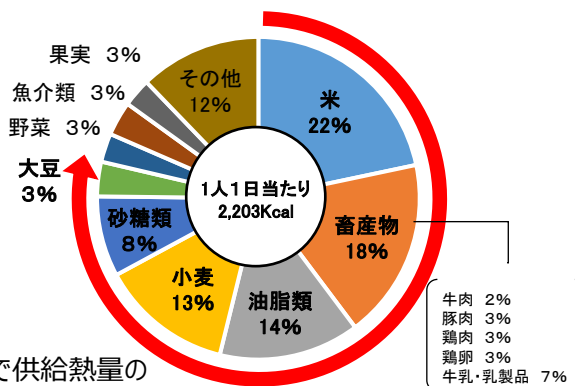
小麦粉、植物油脂、砂糖、飲用牛乳・乳製品、液卵・粉卵

※植物油脂は大豆、なたね、油やしの実を原材料とし、砂糖はてん菜、さとうきびを原材料とするもの。

特定資材

肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

供給熱量の品目別内訳(令和5年度)



これで供給熱量の
8割を占める

出典:令和5年度食料需給表(概算値)

事業者への要請や計画届出の指示

要請

- 兆候段階では、**必要に応じ、出荷販売の調整、輸入の促進、あるいは生産の促進等を要請**します。
なお、要請は事業者の自主的な取組を促すもので、応じるか否かは任意です。
- ただし、生産には一定期間を要するため、まずは出荷販売業者による調整や輸入業者による輸入促進を中心
に供給確保を図ることが基本です。**生産の要請は供給不足の終期が見込み難く、出荷販売の調整や
輸入では事態解消が難しい場合**に限られます。

計画届出等の指示

- 食料供給が大幅に減少し、**国民生活等に支障が生じた事態**に至り、**要請しても事態解消が難しい場合、
必要に応じ**、出荷販売、輸入あるいは生産などの「**計画届出を指示**」します。
この場合も、まずは出荷販売業者や輸入業者に計画を届出していただくことが基本です。
- **計画の届出は**、国として**確保可能な量を把握するため**であり、**計画は必ず供給量を増やす（増産など）内容
である必要はなく、事業者にとって実施可能なものであることが重要**です。
- **計画には**出荷販売などの①**実績**、②**予定**、③**予定に沿って取り組む場合の支障**などを記載いただきます。
- 供給が不十分な場合、必要に応じて計画変更を指示する場合がありますが、計画変更が可能と見込まれる者
に限り変更を指示します。

※ 生産計画については、例えば、米を増産するために果樹農家に果樹を伐根して米を生産するよう変更指示することはありません。
他の農作物の生産への影響を避けるため、二毛作や休耕地の活用等により生産拡大できる者に限って変更指示します。

要請や計画届出の対象者

- 対象者の範囲は、実際の状況を踏まえた上で、政府対策本部で策定する実施方針に位置づけることになり
ますが、**供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者**とすることが基本です。
- 生産の場合、確保すべき品目を事業として現在生産している者のほか、生産できる見込みがある者（自然
条件を考慮し、現に利用できる土地や機械など経営資源を活用して生産できると認められる者）のうちの
上記の考え方に沿った一部の者となります。

※ 例えば、自家消費を目的として生産している者（家庭菜園を行っている者など）は要請等の対象者にはなりません。
米を生産するための土地や機械などを有していない花農家や畜産農家に、米の生産に関する要請等を行うこともありません。

事業者への財政上の措置・罰則

- 要請等に応じて供給確保の取組を行う事業者に対して、必要な**財政上の措置その他の措置を講じます**。
- 計画を確実に届け出ていただくため、**届出しない事業者への罰則（20万円以下の罰金）を規定**していますが、
これは国民生活安定緊急措置法など、**不測時に計画届出を求める他の類似法令と同じ内容**です。

例えば以下のような内容・情報は正しくありませんので、ご注意ください

- × **国が増産を指示** … 指示は『生産計画』の届出であり、増産は強制しません。
- × **花農家に米やイモを無理やり作らせる** … 法律上、そもそも米やイモを生産できない農家に要請や指示できない仕組み
です。
- × **増産しなければ罰金が科せられる** … 罰金は計画を届け出ない場合に限って科されるもので、増産するかどうかは
関係しません。
- × **有事には支援せず命令だけ行う** … 要請等を行う場合、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる旨、法律上
明記されています。
- × **食料の配給制度が平時から始まる** … この法律で新たに配給に関する制度が措置されたわけではありません。
特に深刻な事態に至った場合に限り、他の法制度の下で実施するものです。